

中古自動車の売却トラブルに注意！

<相談事例>

車を処分するため、中古車売却の一括査定サイトに登録すると、6社が見に来た。もっとも高額で引き取ってくれる買い取り業者に決め、手続きを進めるうち、相手の対応に不満を持ったので、1週間後に「解約したい」と、買い取り業者に伝えた。すると、「契約は成立しているのです、解約するなら解約料10万円を払ってください」と言われた。まだ車も引き渡していないし、損害は発生していないだろう。解約料は払いたくない。クーリング・オフはできないのか。
(70歳代男性)

<アドバイス>



- 車の売却に、特定商取引法によるクーリング・オフは適用されません。査定の場で急かされても、冷静に考えましょう。
- 契約後は、原則として契約書の内容に従うこととなります。解約料の金額や、いつ発生するのかを確認しておきましょう。

- 困ったときは、消費生活センター、もしくは車買取りの事業者団体である一般社団法人日本自動車購入協会の消費者相談窓口（0120-93-4595）に相談しましょう。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188いちゃ（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん